平成２６年（フ）第４８４号
福岡県宗像市陵厳寺２丁目21番20号
債務者　嶋村　正輝
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４８５号
福岡県宗像市陵厳寺２丁目21番20号
債務者　嶋村レイ子
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５０２号
福岡市早良区飯倉７丁目29番41号
債務者　中村　一斎
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５０４号
福岡市西区今宿１丁目４番５―1001号
債務者　渡邉美由紀
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５１９号
福岡県宗像市須恵４丁目27番39―102号
債務者　岩橋　泰法
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５３０号
福岡市東区千早４丁目３番12―811号
債務者　秋廣　照子
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５３３号
福岡市南区高宮１丁目２―30エトス高宮1203号
債務者　江代百里子
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５３５号
福岡市早良区室見５丁目２番４―303号
債務者　永岡　順子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成26年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５３９号
福岡県糟屋郡宇美町宇美４丁目12番10号　セジュール宇美Ａ102号
債務者　高尾　恵里（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５４４号
福岡市博多区吉塚６丁目14番11―202号
債務者　竹村　匠悟
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５４５号
福岡市博多区御供所町10番28号
債務者　中島八重子
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５４６号
福岡県筑紫野市二日市中央５丁目10番１―705号
債務者　蓬原扶美枝
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５５２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北６丁目11番20号
債務者　宮村　未来（旧姓松野）
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５５７号
福岡市博多区那珂１丁目９番１―206号
債務者　片岡美由紀
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５５８号
福岡市博多区那珂１丁目９番１―206号
債務者　片岡　初美
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５６２号
福岡市早良区東入部８丁目７番19号
債務者　藤原　秀司
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５６８号
福岡市城南区七隈１丁目４番24―103号
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５７１号
福岡市西区壱岐団地24番202号
債務者　小林美代子
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部